

『どろんこ子ども会』について

1. 対象児童

幸、池上、信太、鶴山台北、鶴山台南、伯太、黒鳥小学校区に居住する児童

2. 開設期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（「4. 休会日」に記載する日を除く）

3. 開設時間

日常活動（平日）	放課後から午後7時まで
日常活動（学校の代休日等）	午前8時45分から午後7時まで
長期活動（春・夏・冬休み期間）	

- ・学校行事や自然災害等の理由で、臨時休会又は開設時間を変更する場合があります。
- ・児童は午後5時に集団下館します。安全のため、左記以外は保護者のお迎えが必要となります。

（※事前に指導員とご相談ください）

- ・午後6時以降の利用は別途申請、延長料金が必要です。

4. 休会日

- ・土曜日・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・お盆の時期・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ・台風等により臨時休会となった場合「（10. 臨時休会等について）参照」



5. 会費、諸費、保険代等

種類	金額	備考	納入時期
日常活動会費	4,000 円/月	同一世帯において、2人以上の児童が在籍している場合（きょうだい等）、2人目以降の会費は半額となります。ただし、休会等で1人しか利用しない月は対象外です。	利用月の翌月末日まで
長期活動会費	開設日数により異なります	・各長期活動前に別途配布する長期活動案内をご覧ください。なお、長期活動の会費は事前納付が必要です。	各長期活動申請時
特別活動料金	活動内容により異なります	・学校の代休日等にキャンプ、遠足等の特別活動（任意参加）を行う場合は、別途料金が必要な場合があります。	都度ご案内します
延長料金	1,500 円/月	午後6時以降の延長を希望される場合に必要です。（延長時間は午後7時まで）	利用月の翌月末日まで
諸費	1,500 円/月	どろんこ子ども会で提供するおやつ、教材費です。	利用月の翌月末日まで
保険代	800 円/年	スポーツ安全保険（けが・物損）に加入していただきます。	入会申請時

※日常活動会費及び諸費は、どろんこ子ども会よりお渡しする会費等納入袋にて納付してください。

6. 会費の減免について

下記のとおり会費の減免制度があります。なお、諸費、保険代の減免制度はありません。
減免を希望する場合は、別途申請書等の提出が必要となります。

(詳細は青少年センターへお問い合わせください。)

※減免の適用は、原則として申請月の翌月からとなります。

※4月、5月分は令和6年度(令和5年分)の課税状況、6月分以降は令和7年度(令和6年分)の課税状況により、減免の可否を判定します。



減 免 理 由	減 免 額	
	会 費	延長料金
児童が生活保護法による被保護世帯に属するとき	全 額	500 円
児童が市町村民税非課税世帯に属するとき	全 額	500 円
児童の保護者が災害その他特別の事情により会費を納付することが困難と市長が認めるとき	市長が必要と認めた額	

7. 各種申請等について

事由	提出書類	提出時期
入会する場合	【様式第1号】子どもすこやか広場事業入会申請書 ※保険加入手続完了日の翌日からの入会となります。 ※通常、保険手続に約3日程度必要となります。	入会希望日の 前月まで
会費減免を 希望する場合	【様式第6号】子どもすこやか広場事業会費減免申請書	減免を希望 する月の 前月まで
世帯、住所等に変更がある場合	【様式第8号】子どもすこやか広場事業申請内容変更届	変更発生後 速やかに
18時以降の利用 を希望する場合	【様式第9号】子どもすこやか広場事業延長利用届出書	延長利用月の 前月まで
休会する場合	【様式第11号】子どもすこやか広場事業休会届	休会月の 前月まで
退会する場合	【様式第12号】子どもすこやか広場事業退会届	退会月の 前月まで

8. 持ち物

- ・持ち物には必ず名前を書いてください。
- ・お金、ゲーム機器、お菓子等、活動に必要なない物は持たせないでください。
(破損や紛失等の場合、責任を負いかねますのでご了承ください)

9. 欠席・早退について

- ・欠席や早退の場合は、必ず保護者より指導員へ事前連絡をお願いします。
児童の安全のため、児童の判断での欠席、早退等はできかねますので、ご了承ください。



10. 臨時休会等について

台風や地震など、自然災害等による取扱いは以下のとおりです。臨時休会となる場合は、どろんこ子ども会に指導員の配置はありません。以下に当てはまる場合、どろんこ子ども会の利用はできませんので、報道等の気象情報を保護者自身でも確認するようお願いいたします。また、臨時休会等の緊急のお知らせは連絡メール等にて行います。

平日	・学校が臨時休業または早退となる場合 (大雨・暴風警報等の発令が明らかに予測される場合の計画休業を含む。学校からの配信メール、市ホームページ等にてご確認ください。)	<u>臨時休会</u>
	・どろんこ子ども会開設中に和泉市に『大雨警報』『暴風警報』『特別警報』が発令された場合 ・どろんこ子ども会開設中に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	<u>臨時休会</u> (保護者のお迎えが必要)
春・夏・冬休み期間中 学校の代休日	・午前7時時点で和泉市に『大雨警報』『暴風警報』『特別警報』が発令された場合(午前7時以降、開設までの間に発令された場合も臨時休会とする。) ・前日の午後7時から午前8時45分(三季休の月曜日の場合、金曜日午後7時から月曜日午前8時45分)までの間に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	<u>臨時休会</u>
	・どろんこ子ども会開設中に和泉市に『大雨警報』『暴風警報』『特別警報』が発令された場合 ・どろんこ子ども会開設中に和泉市域に『震度5弱以上』の地震が発生した場合	<u>臨時休会</u> (保護者のお迎えが必要)

※その他児童の安全確保のため、臨時休会とする場合があります。

どろんこ子ども会開設中に和泉市に『大雨警報』『暴風警報』または『特別警報』が発令された場合や『震度5弱以上』の地震が発生した場合は、臨時休会となり、保護者のお迎えが必要になります。

台風接近時等には気象情報や市からの連絡メールに注意し、児童が安全に帰宅できるようご家庭でご相談ください。(どろんこ子ども会開設中に臨時休会となる場合は、指導員から緊急連絡先へ連絡させていただく場合があります)

感染症等 インフルエンザなど、感染症等による取扱いについては下記のとおりです。

児童が新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症と診断された場合	療養期間が終了するまでは、どろんこ子ども会を利用できません。
児童の所属する学校・学年・学級が閉鎖となる場合	閉鎖期間中は、どろんこ子ども会を利用できません。 (急きょ学校・学年・学級閉鎖となり、学校が早退となった場合も同様です)

※児童に感染症等の症状が認められた場合は、直ちに指導員へお知らせください。

※どろんこ子ども会の利用中、児童に発熱等の症状が見られた場合は、指導員から緊急連絡先へ連絡させていただきますので、速やかにお迎えをお願いします。

※臨時休会等の緊急のお知らせを連絡メールにて行いますので登録をお願いします。

(次頁参照)



1 1. その他利用停止について

次の場合、どろんこ子ども会に参加できません。

- ・臨時休会したとき
- ・児童の所属する学校、学年、学級が閉鎖になったとき
- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に罹患しているとき
- ・利用申請（長期活動や特別活動）手続きをしていないとき
- ・会費や諸費が納付されていないとき

1 2. 事故やけが等の発生時について

病気・けが

- ・けがをした場合、応急処置を行います。（症状により医療機関に搬送することもあります）
- ・発熱（37.5 度以上）場合、早急に迎えに来ていただきます。

物 損

- ・児童の故意・過失により青少年センターの物品を破損した場合は、弁償していただきます。

保 険

- ・入会申請時に「スポーツ安全保険」（1 人につき年額 800 円）にご加入いただくことになります。（P1【5 会費・諸費・保険代等について】参照）。
- ・活動中及び登下館中の事故の際に補償が適用されます。（保険会社の審査があります。）

1 3. 連絡メールへの登録について

どろんこ子ども会では、緊急や臨時休会等の情報をメールにて配信していますので、ご登録いただきますようお願いいたします。

<登録方法>

- ① **入会児童氏名**をメールに記載し、下記あてに送信してください。
（QR コードからもメールが送信できます。）
- ② 青少年センターにて登録手続完了後、登録完了メールを3 日以内に返信します。
完了メールが届かない場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。

sukoyaka@city.osaka-izumi.lg.jp



〒594-0005

和泉市幸三丁目1 番2 5号

和泉市立青少年センターどろんこ子ども会

【電 話】 0725-43-3745